

令和5年度第1回奈良県国土利用計画審議会

1. 日 時：令和6年2月20日（火）午前10時00分～午前11時00分
2. 開催場所：奈良県労働会館エルトピア奈良 大会議室A,B
3. 出席者：伊藤委員、池田委員、乾委員、上田委員、大嶋委員、
岡井委員、藤井委員、村本委員、山田委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 議 題：奈良県土地利用基本計画図の変更について
6. 報告事項：（1）今後完了予定の林地開発について
（2）（仮称）土地の管理と利用に関する施策の実施方針（案）について

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回奈良県国土利用計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を担当させていただきます、奈良県地域デザイン推進局県土利用政策課の奥田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配付資料を確認させていただきます。左上をダブルクリップで止めております、お手元に置いてございます資料をご確認ください。上から本日の議事次第、座席表、委員名簿、幹事名簿でございます。以下は配布資料でございます。資料1から5までを配布しております。上から順に資料目次、ホッチキス止めで、資料1「奈良県土地利用基本計画の変更について」。続いてホッチキス止めで、資料2「土地利用基本計画の変更案」「総括図（変更案件）」でございます。続きまして、資料3「土地区分面積総括表」。続いてホッチキス止め資料4「今後完了予定の林地開発について」。続いて、資料5、A3横でございます、ホッチキス止め、「（仮称）土地の管理と利用に関する施策の実施方針（案）について」。参考資料として、ホッチキス止めの「実施方針案」。その後、「奈良県国土利用計画審議会条例」。最後に、昨年度お認めいただきました、「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び、生活の向上を図る条例」でございます。また、机上でございます、緑色の冊子、奈良県土地利用計画と奈良県国土利用計画第4次につきましては、終了後、机の上に置いたままでお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。不足等ございませんでしょうか。なお、本日の資料につきましては、事前説明の際から字句や構成を一部変更させていただ

た箇所がございますので、ご了承ください。

それでは、本日出席の委員の皆様を50音順に紹介させていただきます。伊藤忠通会長でございます。

【伊藤会長】 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 池田慎久委員でございます。

【池田委員】 池田慎久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 乾昌弘委員でございます。

【乾委員】 乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 上田一郎委員でございます。

【上田委員】 上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 大嶋賢佑委員でございます。

【大嶋委員】 大島です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 岡井~~直~~佳委員でございます。

【岡井委員】 岡井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 藤井幸雄委員でございます。

【藤井委員】 藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 村本佳宜委員でございます。

【村本委員】 村本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 山田洋平委員でございます。

【山田委員】 山田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 また、本日所用のため欠席されている委員は、岡波圭子委員、岡本美津子委員、小紫雅史委員、平井康之議員、深町加津枝委員でございます。また、当審議会の幹事として、お手元の座席表に記載の通り、関係職員が出席しております。

次に、会議の成立について、奈良県国土利用計画審議会条例第5条第3項において、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。本日は委員14名のうち9名ご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会条例第5条第2項により会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。伊藤会長よろしくお願いいたします。

【伊藤会長】 それでは議長を務めさせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力のほ

どよろしくお願いいたします。当審議会では奈良県国土利用計画審議会の運営要領によりまして原則公開となっております。本日の審議案件につきましては、非公開とすべき内容がないと思われまますので公開としてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

異議がないということでございますので公開といたします。本日、先ほど事務局からお聞きしたところによりますと、現時点で傍聴希望者はおられませんので、この後、もし希望があった場合には、3名を限度に傍聴を認めることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

ありがとうございます。ではそのように対応させていただきます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を、藤井委員と村本委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが議事に入りたいと思っております。最初に、議題といたしまして、「奈良県土地利用基本計画図の変更について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 県土地利用政策課の三村でございます。着座にてご説明させていただきます。それでは、資料1から資料3により、議題「奈良県土地利用基本計画図の変更について」ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。農業地域の縮小につきまして、本審議会に諮問を行うものでございます。縮小面積は7ヘクタールです。関係市町村変更理由につきましては、次のページの別紙に記載しておりますのでご覧ください。整理番号1、御所市北十三・出屋敷の農業地域の縮小についてです。農業地域の縮小に係る変更理由は、産業集積地の形成による市街化区域編入に伴い、農業振興地域から除外されたためでございます。なお、当該地は都市地域と重複しております。

それでは、資料2をご覧ください。今回変更する1件の位置図を図示しております。次のページをご覧ください。広域図をご覧ください。当該地は、京奈和自動車道御所インターチェンジから100メートルほど北に位置しております。当該地は、令和5年6月16日付で、農業振興地域の区域変更の告示とともに、大和都市計画の区域区分の変更の告示がなされ、市街化区域編入されました。農業地域除外後の土地利用としましては、奈良県が進めております、産業集積地として利用されます。航空写真でお示ししておりますのは、赤枠で記載しておりますのが、今回、農業地域を縮小する区域となっております。また、青枠で記載しております

のが、新たに編入した市街化区域、緑枠で記載しておりますのが、既存の市街化区域となっております。土地利用基本計画における調整指導方針との整合についてご説明いたします。今回ご審議いただく地域は、市街化調整区域と農業振興地域（農用地区域以外）とが重複する地域でございます。調整指導方針は、「土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする」とされております。本県における考え方として、当該地は農地として利用されておらず、産業集積用地としての土地利用が許容されていることから、農業上の利用との調整が図られており、調整指導方針に整合しているものと考えられます。

続きまして、資料3をご覧ください。土地利用基本計画の5地域区分の面積総括表です。今回の農業地域の縮小により、農業地域の面積は72,009ヘクタールから7ヘクタール減少するため、72,002ヘクタールとなります。今年度の土地利用基本計画図の変更では、農業地域が縮小しますが、当該農業地域は都市地域と重複しているため、白地地域は増えません。なお、5地域区分の各面積は、土地利用基本計画図上で計測したものです。また、地域は互いに重複しておりますので、地域の合計が県土面積とはなりませんので、ご注意ください。以上でございます。

【伊藤会長】 説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました資料1から3につきまして、ご意見或いはご質問ございましたらお願いいたします。特にご異論ないようでございますので、ただいま説明がございました内容の通り、奈良県土地利用基本計画図の変更につきましては、原案通り了承することとしてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

【伊藤会長】 ありがとうございます。原案通り承認することで知事に答申することにいたします。

では次の報告事項でございますが、「今後完了予定の林地開発」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料4により、報告事項の「今後完了予定の林地開発」につきまして、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。今後、森林地域の縮小が予定されている林地開発につきまして、1件ございますのでご報告いたします。森林地域の縮小が予定されている林地開発行為を報告している経緯ですが、林地開発に伴う森林地域の縮小は、林地開発行為完了後に当審議会において審議を行っており、多くの場合、審議していただくときにはすでに森林ではなくなっております。このため、森林地域の縮小については、林地開発の許可を受

けた段階の案件について、今後、森林地域の縮小が予定されている地域として、審議会の報告事項としております。次のページに総括図を添付しております。もう1ページおめくりください。整理番号1、上北山村小椋の林地開発です。開発申請面積全体は4ヘクタール、開発行為に係る森林縮小予定面積は2ヘクタールです。令和5年6月19日付で林地開発許可され、令和25年度に完了する予定となっております。林地開発後の用途は公共残土処理施設となっております。本件は、他の地域との重複はないため、調整指導方針はございません。以上でございます。

【伊藤会長】ありがとうございます。ではただいま説明のありました資料4につきまして、ご意見或いはご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは引き続きまして、資料5により、報告事項の「(仮称)土地の管理と利用に関する施策の実施方針(案)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料5により、報告事項の「(仮称)土地の管理と利用に関する施策の実施方針(案)」について、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。

「1. 実施方針策定の概要」についてご説明します。まず、実施方針の作成の趣旨です。人口減少や高齢化が進行する中で、本県において、右上に記載している空き地、耕作放棄地、施業放置林の増加や、住宅と工場の混在といった土地の管理と利用に関する課題が顕在化しております。これらの諸課題に対処するため、令和5年3月に土地の管理と利用に関する条例を制定いたしました。この条例で掲げた施策を総合的かつ計画的に推進するために、実施方針を策定するものでございます。本実施方針の策定期間は令和6年5月を予定しております。期間は令和6年度から令和15年度の10年間で、中間年において見直しを予定しております。

次に、「2. 実施方針の概要」をご説明します。まず、実施方針における目標です。条例で定めた基本理念である、「適正な管理」「合理的な利用」「より効果的な利用」に基づいて、目指すべき姿として、それぞれの目標を定めました。次に、施策の柱です。目標の実現に向けて、6つの施策の柱により、総合的かつ計画的な取り組みを推進して参ります。適正な管理に関する施策が、1番の「土地に起因する危害や悪影響の発生防止」。合理的な利用に関する施策が、2番から4番までのそれぞれの土地の区分に応じた「宅地、農地、森林の効用の持続的な発揮」。また、すべての土地に共通するものとして、5番の「豊かな自然環境や歴史ある風土景観の維持向上」としております。最後に、より効果的な利用に関する施策が、6番の「土地

の効用のさらなる発揮」でございます。策定のスケジュールは、本日の審議会でご意見をいただき、その内容を反映させた上で、3月から4月にかけて、パブリックコメントを実施し、5月に改めて審議会を開催して策定する予定としております。

それでは2枚目をご覧ください。施策別の主な取り組み例をご説明します。取り組みについては、6つの施策の柱ごとに展開しております。本日は、括弧書きの数字で記載している施策を説明した上で、丸の数字で記載している施策と主な取り組みについては、抜粋して説明をさせていただきます。また、事前に特別委員会の委員の皆様からご意見をいただいておりますので、主なご意見と修正点についてもご説明いたします。なお、実施方針の案を参考資料として添付しておりますので、必要に応じてご覧ください。

まず、施策の柱の1つ目の「土地に起因する危害や悪影響の発生防止」について、ご説明いたします。土地の管理につきましては、まずは土地所有者等が行うことが基本となりますので、「(1) 土地所有者等による土地の適正な管理の促進」としてしております。一方で、土地所有者等が土地を管理することが困難な場合であっても、周辺地域への被害の発生を防止することが必要であり、その際には近隣住民等が協力することが重要であると考え、「(2) の近隣住民等による土地の適正な管理の促進」といたしました。主な取り組みとしましては、土地所有者や近隣住民による土地の管理が促進されるよう、土地の管理水準や地域における取り組みなどの情報を発信するとともに、土地の管理を行う際の相談を受け、支援する体制を整備いたします。

次に、2つ目の「宅地の効用の持続的な発揮」です。宅地は、住宅地、商業地、工業地等の県民の生活や活動を支えるための土地として利用されておりますので、まずは住宅地に関する施策として、「(1) 安心して快適に暮らすことができる住宅地の形成」としてしております。一方、商業地や工業地では、県内での雇用や地域のにぎわいの創出を図り、地域経済が持続的に発展しているということが重要です。このため、「(2) 地域経済の持続的な発展に資する商工業地の形成」としてしております。主な取り組みとしましては、住宅地では、空き地・空き家などの低未利用地が有効利用されるように、流通を促進するとともに、買い物や医療などの生活に必要なサービスを誰でも受けられるよう、生活支援機能の適正な配置を推進します。商業地では、鉄道駅周辺に商業施設を集積するなど、地域の特性に応じた商業地の形成、工業地では、整備が進む幹線道路ネットワークと連携した計画的な土地利用を誘導することにより、操業環境の整った工業地の形成を図ります。なお、特別委員会の委員から、「(1) ②生活支援機能の適正配置の促進」については、立地適正化計画により、都市機能の誘導を図ることを記

載してはどうかとご意見をいただきました。このことについては、主な取り組みの都市計画等による土地利用の誘導の中に、立地適正化計画の記載を追記いたしました。

次に、3つ目の「農地の効用の持続的な発揮」です。農地は農業生産の基盤であり、限られた貴重な資源ですので、まずは「(1) 農業を振興すべき地域の確保」としております。

また、農地を維持していくためには、農業生産が持続的に行われることが必要ですので、「(2) 持続的な農業生産の確保」としております。さらに、農地は、自然環境の保全や水を溜めることによって洪水を防止する機能などの多面的機能が発揮されることも重要ですので、「(3) 多面的機能を有する農地の維持保全の促進」としてしております。主な取り組みとしましては、新規就農者や、多様な農業形態等の人材の確保や、農地を集積・集約し、生産基盤を整備するなど、生産環境の整備を行います。なお、特別委員会の委員から、「(3) 多面的機能を有する農地の維持・保全の促進」について、農地には景観風景を形成する機能もありますので、農地の多面的機能について、もう少し検討してはどうかとご意見をいただきました。このことについては、実施方針の本文において、多面的機能の説明の中に、良好な景観の形成を追記するとともに、都市農地や棚田地域の保全にかかる取り組みを追記いたしました。説明が長くなりましたので、1度ここで説明を区切らせていただきます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見或いはご質問ございましたらお願いいたします。岡井委員どうぞ。

【岡井委員】 これに異議があるというわけではありませんが、せっかく実施方針を作成されるので、ぜひ実行力のあるものにしなってほしいと思います。~~それと~~もともと個別法からスタートしているので致し方ない部分がありますが、~~やはり~~5地域全体での土地利用の方針をどのようにしていくのかということが非常に重要だけれどもできていないところなのかな
と思いますようなので、各個別法の調整がもっと進むような記述があると良いと思います。宅地、農地、森林の各々に関する方針はもちろん構わないと思いますが、例えば、ソーラーパネル等の開発により森林地域が解除された後に、その土地をどのように使うかといった視点が欠如しているように思います。一定程度の面積があれば都市地域に編入することもあるかと思いますが、都市地域と離れたところで開発がなされて、都市地域に編入されるほどの面積ではないとなりますと、5地域区分のどこにも属さない白地地域になってしまいますので。例えば、森林地域において森林以外の目的に使う場合は、都市地域に近いところは森林地域から解除することは仕方ないけれども、都市地域から離れているところは積極的に森林として保全していくといった、全体観点からの方針というのも非常に重要ではないかと考えてお

ります。

【伊藤会長】 ありがとうございます。事務局からコメントありましたらお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。県土利用政策課の坂本でございます。5地域につきましては土地利用基本計画に記載されておりますが、今回報告させていただいております実施方針は、この土地利用基本計画にも結びついていくものと考えております。実施方針については、まずは、総合的な土地の考え方、理念をお示しさせていただき、それに基づく施策を今後実施していきたいと考えております。土地利用基本計画については、以前改定の手続きを始めておりましたが、一旦休止しているところですので、改めて議論させていただいて、取りまとめていきたいと考えております。その中で、この5地域の今後の考え方をもう少し整理させていただきたいと考えております。

白地地域を今後どう扱っていくのかという問題についても、ゴルフ場、太陽光発電等の開発で森林地域から除かれた部分について、周辺地域の関連性を考慮して、適正な土地利用を図ることができるような検討が必要かと考えております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、引き続き後半の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、残りの取り組みを説明します。3枚目をご覧ください。4番目の「森林の効用の持続的な発揮」をご説明いたします。森林は、木材を初め、木の実、キノコ等の食材など、様々な資源を供給していることから、「(1) 森林資源の持続的な供給の確保」としております。また、森林は、森林資源生産機能以外にも、防災機能、生物多様性保全機能、レクリエーション機能などの多面的な機能を有していることから、「(2) 多面的機能の発揮に資する森林利用の促進」としております。主な取り組みとしては、新規林業就業者等の人材の確保や、施行放置林の解消、混交林化の推進など、森林を維持保全する取り組みを促進します。

次に5番目「豊かな自然環境や歴史ある風土景観の維持向上」です。本県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史ある風土景観や豊かな自然環境に恵まれており、これらの貴重な資源を維持向上していくことが重要であると考えております。このため、「(1) 自然環境・風土・景観の維持向上に資する取組の促進」として、歴史的風土特別保存地区や自然公園などの法令等に基づく区域において開発行為等を抑制するとともに、地域における取り組みを促進することとしております。なお、特別委員会の委員から、「②地域における取組」が今後重要になると思われること、また、「④農地・森林における自然環境の保全」に関する取り組みが、施策の柱の3番の農地と4番の森林に記載されている取り組みの再掲になっていることから、内容を再検討した方がよいとのご意見をいただきました。このこと

については、「②地域における取組」につきましては、農村地域における取り組みなどを追記するとともに、「④農地・森林における自然環境の保全」につきましては、里地里山を保全再生する取り組みを追記いたしました。

次に、6番の「土地の効用のさらなる発揮」です。従来からの土地利用のみにとらわれず、土地の効用をさらに発揮していくために、「(1) 地域の持続的な発展に向けた土地利用に資する取組の促進」としております。地域の関係者が地域の将来像について話し合い、計画的な土地利用を推進するための仕組みの構築や、地域における議論を牽引し、計画的な土地利用の実現に関与する人材を育成することとしております。

最後に、「各施策を支えるその他の取組」につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、ここまでの4つの施策の柱の中にも要素は入っておりますが、土地に関する情報の収集及び発信、県民等の理解の増進、人材の確保及び育成、市町村への支援、施策の効果検証等としております。施策の効果検証については、PDCAサイクルに基づいて実施することとしており、まずはこの実施方針を策定し、その後、実施方針に基づいて施策を実施、その実施状況や目標値の進捗状況等を確認した上で、この国土利用計画審議会でご意見をいただき、施策の改善につなげていきたいと考えております。施策を効果検証する際にはご審議いただきますので、どうぞよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見或いはご質問ありましたらお願いします。山田委員お願いします。

【山田委員】 ご説明ありがとうございます。山田でございます。私の方から2点ほどご質問させていただきたいと思っております。実施方針の目標の1点目「適正な管理」について、「土地所有者や近隣住民等により土地が適正に管理されている」と記載されております。例えば、荒廃した土地があった場合、一義的には土地所有者の方がしっかり管理していくべきだと思いますが、近隣住民の方も同一の責任を持って管理していくという意味なのか教えていただきたいということが1点でございます。2点目につきまして、「合理的な利用」の中に宅地についての記載がありますが、現在、人口減少が進む中で、コンパクトシティが推奨されているにも関わらず、新規の分譲地がどんどんできているという現状があると思っております。今後の人口減少社会では、本来であれば、今の宅地をうまく活用して、そこに住み替えることによって回っていくはずだと思いますが、一方で、新規分譲地のニーズにより無秩序な宅地エリアが広がっていくということについて、対応策をどう考えているか教えていただきたいと思っております。

【伊藤会長】 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

【事務局】 まず、1点目の「適正な管理」については、これは条例にも記載しておりますが、この条例の上位法である土地基本法の令和2年の改正内容に基づいております。そこには、土地所有者により、土地を適正に管理・利用する責務についての規定がございます。また、土地所有者が、その土地におられないでありますとか、ご高齢のために土地を管理したいという意思があっても管理できないという状況になれば、その土地の所有者に代わって、地域の方やそれ以外の方が、地元、公共のために土地を適正に管理し、自助ができなければ、共助という考え方に基づく形で、土地が適正に管理されていくことによって、地域の安全や防災に繋がっていくようなことをここでは理念という形で考えております。

また、「合理的な利用」については、奈良県においても人口減少が進む中、都市計画的にも市街地の拡大を防ぐため、県の区域マスタープランにおいて、宅地を目的とした市街化編入は行わないという定めがございます。しかしながら、旧村と言われるような市街化調整区域においてまちづくりを考えなくてもいいということではありません。その地域が持続的に発展し、継続的に土地が使われていくために、宅地は宅地として使いつつ、その地域の方がそこで生活できるように、例えば、住宅地の中に生活が便利になるようなものを入れていくことも考えられます。ただし、いたずらに市街地が拡大しないように、都市計画では立地適正化計画、都市計画区域以外で言いますと小さな拠点といった、まちをできるだけコンパクトにして、住民の方の生活利便に伴うようなものを集約していこうといった考え方もございますので、宅地に関しては、様々な施策を今後考えていくというような状況でございます。

【伊藤会長】 他の委員の方いかがでしょうか。大嶋委員お願いします。

【大嶋委員】 大嶋です。詳細な説明ありがとうございます。例えばですが、奈良県として、農地をどれだけ確保しなければならないというものはあるのでしょうか。宅建業者としては、市街化調整区域に住居用の宅地はこれ以上増やさないということは十分分かるのですが、例えば、工業用地や、企業誘致のために大規模開発しようと思いますと、一連の農地を開発していくということになるかと思いますが、他方で農地も守らないといけないということもある中で、具体的な数値はあるのでしょうか。自給率の問題もあると思います。もしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

【伊藤会長】 担当課からお願いします。

【担い手・農地マネジメント課】 ご質問ありがとうございます。担い手・農地マネジメント課の中島と申します。目標としての農地の総量面積につきましては、農振法と呼ばれる法律がございまして、まず各都道府県で、農業振興地域を指定した上で、各市町村でその農業振興

地域の中で、農振農用地区域を指定しているという状況でございます。農振農用地区域は、原則転用ができない区域として、将来的に農地としての利用を確保していきましょうという区域でございます。令和12年度の目標値として約1万5千ヘクタールと設定しております。これは令和元年から2年にかけて目標設定したものでございまして、毎年徐々に農用地の除外が行われてるという状況でございます。現状でもかなり目標値に逼迫している状況でございますが、そういった中で、荒廃農地の再生などを通じて、目標値をクリアしていきたいと、県の事務局としては考えているところでございます。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。他に意見はございますか。今回の実施方針見ておきますと、やはり土地の「管理」と「利用」の2つのポイントがあって、土地利用上の課題が実際いろいろあると。その課題解決をするために、まず1つ管理がうまくいってないのではないかという発想からスタートして、うまく管理ができることで、「合理的な利用」に繋がっていくと。ただ、今回のこの方針の中で重要なのは、3つ目の大きな柱、番号で言うと、6番の「より効果的な利用」を進めるために、いろいろ手だてが必要だろうと。土地に関するステークホルダーが、お互いに連携していかないとうまく利用ができないという話在实际難しいと思います。地権者や周辺の関係者、或いは自治体を、県がどうやって指導していくのかなど、マンパワー的な問題もありますので、そう簡単にはできない問題だと思いますが、そのあたりの見通しや課題、大変だろうなという想定があれば、何かご意見いただけますでしょうか。

【事務局】 「より効果的な利用」を今後どのように進めていくのかということになるかと思えます。法律の中では、土地の適正な管理と利用とされていますが、まずは奈良県の現状について、実施方針の5ページをご覧ください。奈良県はこの何十年間かで人口が急増しており、その受け皿として、例えば、奈良市、生駒市、香芝市、王寺町といったところで、人口増加に伴う住宅地開発を行ってきたという経緯がありまして、都市計画区域の用途地域に占める住宅地の割合が他府県に比べて非常に大きいということが問題としてあると考えております。住宅地の割合が大きいということは、人口減少社会においてその分余剰地が出てまいります。また、働く場所が少ないというのが現状でございます。働く場所をどう作っていくかということ考えたときに、市町村や県がこんなことをしたいという思いがあったとしても、地元の方や地権者の同意や理解が非常に重要だと考えております。また、地域において、人口が減少してきて、この農地や森林をどう守っていくのかと考えたときに、やはり土地所有者個人の方だけではどうにもならないことがありますので、地域の方が一緒になってその地域を盛り上げていくことが重要になってくるだろうということをお考えまして、条例の中で「より効

果的な利用」という理念を掲げて、地域の持続的な発展を図っていきたくて考えております。

【伊藤会長】 ありがとうございます。今の回答でコメントの中にもありましたが、奈良県の1つの大きな課題であるベッドタウンという性格が非常に強いと。これから人口減少社会の中で、地域経済を活性化していくためには、農業であり工業であり、土地をうまく利用する必要があると。一方で、奈良県は森林面積が大きいですから、この森林資源をどう活用するか、そういう話がいろいろ出てきているように思います。そういう、地域資源をどうやってうまく活用していくかということで今回の実施方針が提案されたと理解しています。ぜひこれが効果的に進められるように期待をしています。

全体通して感想やご意見、ご質問などございませんか。上田委員お願いします。

【上田委員】 農業の関係でお話したいのですが、先ほど農用地の目標値が約1万5千ヘクタールとおっしゃいましたが、農地は約2万ヘクタールあると思いますが、残りの5千ヘクタールはどうお考えですか。

【担い手・農地マネジメント課】 上田委員がおっしゃっている通り、現在、奈良県の農地面積は約2万ヘクタールでございます。先ほど申しました農振農用地区域の令和12年度目標値、約1万5千ヘクタールと、あと議題1でございました、農業振興地域約7万ヘクタール、まずここにギャップが発生するというところについてお話をさせていただきます。農地そのものとしては約2万ヘクタールですが、農業振興地域につきましては、農地そのものと、農地と一体的になるような農村集落といった農地以外の宅地その他の部分を含めて一体的に区域を指定しているという状況でございます。そのため、県が指定する農業振興地域は約7万ヘクタールございまして、その中で特に農地の利用を図っていこうという農振農用地区域は、現状で約1万5千ヘクタール、令和12年度に維持したい農振農用地区域の面積も約1万5千ヘクタールという状況でございます。当然、農振農用地区域に指定されていない農地もございますので、そういった農地を行政としてどのように維持をしていくのかというご指摘と理解しております。農振農用地区域に指定されておりますと、多面的直接支払いといった、地域の方が使えるお金であったり土地改良事業であったり、大型の国庫の補助事業が活用できる要件になっていることが多くございますので、行政としては、農振農用地区域を中心としたところに補助事業などを活用しながら、農業上の利用をより盛り上げていきたいというのが、正直なところでございます。とはいえ、農業振興地域以外の農地も一定程度ございますので、そのようなところも、国では多様な担い手と呼んでおりますが、兼業農家の方や様々な方のお力をいただきながら、農地を維持できないかというのが、農地部局の考えでございます。回

答として不十分かもしれませんが、以上です。

【伊藤会長】 上田委員どうぞ。

【上田委員】 ありがとうございます。奈良県は、米の生産量が80%までしか達しておらず、20%分米が足りていないという状況になっています。また、令和7年3月までに各市町村が地域計画として、荒廃している田んぼ、耕作放棄地の田んぼをどうするか何とか地元で考えていこうと、1年間しっかりと検討するという事で市町村は動いております。この市町村の取組につきまして、1年間という短い期間ですので、県もしっかりと支援できるように是非ともお願いしたいと思います。1年間という短い期間で各市町村が頑張るということですので、バッグアップや協力をしていただけたらなという次第です。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。県もご検討よろしくお願ひしたいと思います。他いかがでしょうか。私の方から1つ。奈良県の特長だと思ひますが、施策の5番目「豊かな自然環境や歴史ある風土・景観の維持向上」と、その土地の管理というところがなかなか難しい部分かと思ひますが、このあたり県として課題や見通しがありましたら教えてください。

【事務局】 自然環境については、奈良県においては他の県に比べて、非常に恵まれた環境に置かれている状況だと思ひております。それをより積極的に進めていくにあたっては、奈良県には歴史的な遺跡・史跡がございますので、それを埋没させることなく積極的に活用しながら、そういった風景も十分享受できるような状況に持っていく施策が必要ではないかと思ひております。ただし、土地ということに関しまして言ひますと、風土といった、その土地が醸し出す雰囲気・景観も、土地から生まれてくることになるかと思ひておりますので、土地の施策の中にこのような景観・自然環境を含めていくということが、奈良県においては非常に重要なことだと思ひております。

【伊藤会長】 ありがとうございます。他にはございませぬか。特にないようですので、本日の議題、報告事項については以上でございませぬ。その他事務局からございませぬか。

【事務局】 会長ありがとうございます。本日は委員の皆様から、大変貴重なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。本日の議事録につきましては、事務局で作成をし、会長ともご相談の上、県のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願ひいたします。今後の予定についてですが、先ほど実施方針の報告でご説明させていただきました通り、本日いただきました意見を反映し、実施方針のパブリックコメントを実施の上、5月ごろに審議会を開催し、実施方針についてご審議いただきたいと思ひております。改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして奈良県国土利用計画審議会を終了いたします。本日はご審議
いただきましてありがとうございました。